

令和5年12月15日

四日市市政記者クラブ 各位

シティプロモーション部長

「四日市市文化財保存活用地域計画」が文化庁の認定を受けました！

令和4年度に作成した「四日市市文化財保存活用地域計画」が本日、国の文化審議会文化財分科会の答申を経て、文化庁長官の認定を受けました。

国の認定を受けた文化財保存活用地域計画は、三重県内では明和町、伊賀市に続いて3番目となります。また、これに関連して12月17日（日）には、シンポジウム「文化財と四日市の未来」を開催いたします。

1. 「四日市市文化財保存活用地域計画」とは

過疎化や少子高齢化等を背景に、全国的に文化財の滅失や散逸等が緊急な課題となっており、これを防止することを目的に、平成31年4月に文化財保護法が改正されました。改正法においては、「文化財を保存する」ことに加えて「活用する」ことにより、まちづくりに活かしていくことの必要性がうたわれています。

本市においても、地域で大切に守り伝えられてきた伝統行事等の文化財の継承が危ぶまれる状況も見受けられます。

こうしたことから、貴重な文化財を後世へ伝え、その価値を知ってもらい、文化財の保存と活用を図るため、「四日市市文化財保存活用地域計画」を作成しました。これは、本市における文化財の保存・活用の長期的な基本方針を定めるマスタープランであるとともに、短期的に実施する具体的な事業を記載するアクションプランです。

本計画に定める取組みを推進することで、市民の本市に対する誇りと愛着がより深まるとともに、まちの魅力向上につなげていきたいと考えています。

2. 計画作成から認定までの経緯

- ・令和2年度 8月 第1回四日市市文化財保存活用地域計画策定協議会（会長 四日市大学副学長 鬼頭浩文）を開催。以降、令和4年度末までの3ヶ年で計7回の会議開催と、各地区の文化財について繰り返しヒアリングを行い、計画素案を作成。
- ・令和4年度 1月～2月 パブリックコメント実施
3月末 計画完成
- ・令和5年度 12月 文化庁へ認定申請
12月15日 文化庁長官の認定が公表される

3. 関連シンポジウム「文化財と四日市の未来－四日市市文化財保存活用地域計画でなにが変わるのか？－」

日 時：令和5年12月17日（日）午後1時30分～4時（受付午後1時から）

場 所：四日市市総合会館8階 視聴覚室

申 込：不要 参加費：無料

4. 資料

- ・文化庁報道発表 (https://www.bunka.go.jp/koho_hodo_oshirase/hodohappyo/93979701.html)
- ・「四日市市文化財保存活用地域計画」概要（文化庁報道発表資料、文化庁H.P.に掲載）
- ・関連シンポジウムチラシ

[問い合わせ先] 四日市市 シティプロモーション部 文化課 担当 清水政宏
電話 059-354-8238 fax 059-354-4873